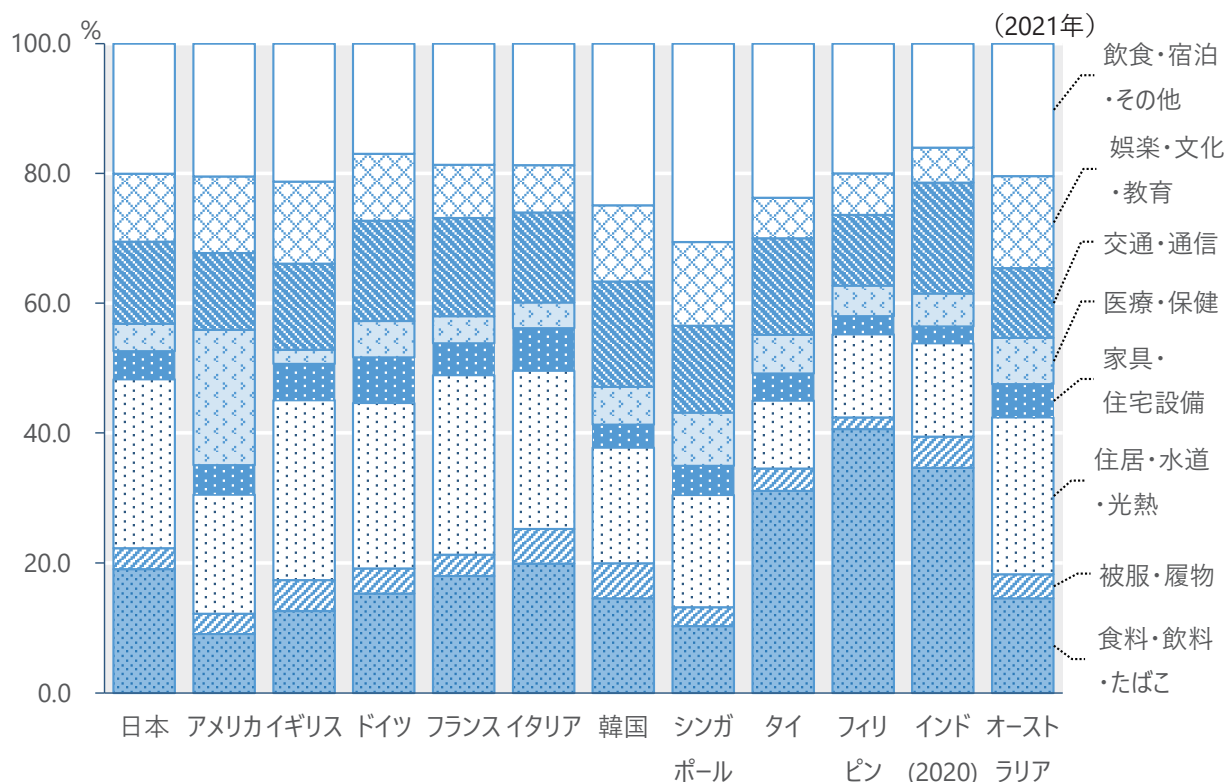


9. 勤労者生活・福祉

Worklife and Welfare

9-1 家計消費支出の構成比



関連表 p.254 「第9-2表 一人当たり国内家計最終消費支出」

家計消費支出は、一般に国内総支出の6割前後を占めるとされ、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するための参考となる指標である。特に消費支出に占める食料費の割合は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産（支出）額（USドル換算値）が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本の消費支出に占める食料費の割合は、1970年代は30%ほどであったが、2021年には19.0%まで低下している。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は、いずれの先進諸国でも強く現れている。

先進諸国は、「食料・飲料・たばこ」の占める割合が、1～2割程度と低いが、フィリピン（40.6%）、インド（34.6%）、タイ（31.1%）等の国では高い。これに対して、先進諸国は「住居・水道・光熱」費の占める割合が高くなっている。なお、アメリカについては、「食料・飲料・たばこ」や「交通・通信」などの占める比率が相対的に低い一方で、「医療・保健」が消費支出の2割にのぼる点も、特徴といえる。

第 9-1 表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成

Table 9-1: Composition of households and NPISH, resources side/uses side

	計	雇用者 報酬	営業 余剰	混合 所得	財産 所得	社会負 担及び 社会保 障	その他 の経常 移転	年金基金 準備金の 変動	
受取側	Resources side								
	2021年、%								
日本	100.0	60.2	8.6	2.6	5.8	17.1	5.9	-0.2	JPN
アメリカ	100.0	48.0	7.0	8.6	12.8	23.3	0.3	—	USA
カナダ	100.0	55.0	0.1	12.7	9.9	13.6	6.8	1.8	CAN
イギリス	100.0	51.3	9.2	7.0	9.8	17.5	2.8	2.5	UK
ドイツ 1)	100.0	53.5	4.1	7.8	9.9	18.9	4.1	1.8	DEU
フランス 1)	100.0	53.6	8.4	5.4	4.5	23.0	5.2	0.0	FRA
イタリア	100.0	41.4	10.0	12.6	8.9	24.3	2.5	0.3	ITA
オランダ 1)	100.0	52.4	3.2	11.1	7.5	19.0	3.5	3.2	NLD
ベルギー 1)	100.0	54.1	6.4	7.1	6.5	22.2	3.1	0.5	BEL
デンマーク	100.0	56.5	4.0	4.1	6.6	20.2	4.2	4.4	DNK
スウェーデン	100.0	57.3	1.9	3.1	8.7	18.5	5.2	5.4	SWE
フィンランド ^a	100.0	54.8	8.9	5.7	5.0	22.3	3.4	-0.1	FIN
ノルウェー	100.0	57.5	6.0	1.3	7.2	21.1	4.3	2.7	NOR
ロシア 3)	100.0	61.9	7.4	7.6	6.0	14.6	2.3	0.1	RUS
韓国 2)	100.0	58.7	9.8	—	9.5	10.5	10.2	1.3	KOR
オーストラリア	100.0	56.5	8.7	10.6	10.3	9.0	4.8	—	AUS
ニュージーランド ^a 1) 2)	100.0	52.2	7.8	—	19.1	14.4	3.6	2.9	NZL
メキシコ	100.0	28.8	7.6	24.6	18.0	5.7	12.3	3.1	MEX
Total	a	b	c	d	e	f	g		

* NPISH: Non-profit institutions serving households.

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

第 9-1 表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成（続き）

Table 9-1: Composition of households and NPISH, resources side/uses side (cont.)

	計	最終 消費 支出	財産 所得	社会 負担及 び社会 保障	所得・富 等に課さ れる經常 税	その他 の經常 移転	貯蓄 (総)	年金基 金準備 金の変動	
支払側									Uses side
									2021年、%
日本	100.0	60.9	0.4	17.8	6.7	3.4	10.8	—	JPN
アメリカ	100.0	60.8	3.4	11.8	10.2	0.9	12.9	—	USA
カナダ	100.0	59.4	3.0	5.2	13.9	8.2	10.3	—	CAN
イギリス	100.0	60.7	1.0	15.4	12.4	1.9	8.7	—	UK
ドイツ 1)	100.0	49.8	0.5	21.7	10.1	3.2	14.6	0.0	DEU
フランス 1)	100.0	54.0	0.6	19.7	10.2	3.3	12.3	0.0	FRA
イタリア	100.0	57.6	0.3	15.9	12.9	2.7	10.6	0.0	ITA
オランダ 1)	100.0	46.3	0.7	25.3	10.3	3.4	14.0	0.0	NLD
ベルギー 1)	100.0	53.2	0.4	19.8	12.8	2.7	11.0	0.0	BEL
デンマーク	100.0	51.5	1.0	8.3	31.4	2.8	4.9	0.0	DNK
スウェーデン	100.0	53.3	0.8	12.9	18.2	3.0	11.8	0.0	SWE
フィンランド	100.0	59.7	0.2	14.6	16.0	2.2	7.4	0.0	FIN
ノルウェー	100.0	51.2	0.8	18.2	14.8	2.7	12.3	0.0	NOR
ロシア 3)	100.0	72.1	1.6	11.3	6.0	2.6	6.4	—	RUS
韓国 2)	100.0	57.2	2.1	15.3	7.6	5.6	12.2	—	KOR
オーストラリア	100.0	60.7	3.1	0.6	15.2	3.6	16.9	—	AUS
ニュージーランド 1) 2)	100.0	67.9	1.7	6.0	17.1	2.0	5.3	—	NZL
メキシコ	100.0	72.4	0.9	6.4	4.4	1.5	14.4	0.0	MEX
	Total	h	d	e	i	f	j	g	

h) Final consumption expenditure; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; i) Current taxes on income, wealth, etc.; f) Other current transfers; j) Saving, gross; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts Statistics" 2024年1月現在

注： 各項目の数値は、受取計又は支払計に対する割合。JILPTにおいて算出。

1) 暫定値。

2) 受取側の営業余剰は混合所得を含む。

3) 2019年の数値。

第 9-2 表 一人当たり国内家計最終消費支出

Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita

	計	食料・ 飲料・ たばこ	被服・ 履物	住居・ 水道・ 光熱	家具・ 住宅 設備	医療・ 保健	交通・ 通信	娯楽・ 文化・ 教育	飲食・ 宿泊・ その他	
支出額	at current prices									
各国通貨、原則1,000単位、2021年	in national currency, thousands(*), 2021									
日本	2,278	434	74	592	99	97	288	238	457	JPN
アメリカ	46.9	4.2	1.5	8.6	2.1	9.8	5.5	5.5	9.6	USA
カナダ	35.0	4.8	1.3	8.9	2.1	1.6	5.8	3.3	7.2	CAN
イギリス	19.7	2.5	0.9	5.5	1.1	0.4	2.6	2.5	4.2	UK
ドイツ p)	20.6	3.1	0.8	5.2	1.4	1.2	3.2	2.1	3.5	DEU
フランス p)	19.4	3.5	0.6	5.4	1.0	0.8	2.9	1.6	3.6	FRA
イタリア	17.4	3.5	0.9	4.2	1.1	0.7	2.4	1.3	3.3	ITA
オランダ p)	20.3	3.3	1.0	5.2	1.4	0.7	2.8	1.9	4.0	NLD
ベルギー	20.5	3.6	0.9	5.2	1.4	1.4	2.5	1.6	3.9	BEL
デンマーク	191.9	30.9	8.1	54.8	11.5	5.7	24.7	22.7	33.5	DNK
スウェーデン	221.9	36.1	9.0	57.2	15.4	6.8	33.8	26.1	37.6	SWE
ロシア 1)	367.4	117.5	22.0	61.6	21.2	17.5	56.2	25.8	45.0	RUS
香港 2)	237.0	30.8	25.3	45.8	22.1	13.0	16.0	22.3	61.8	HKG
韓国*	17.7	2.6	1.0	3.2	0.6	1.0	2.9	2.1	4.4	KOR*
シンガポール	31.0	3.2	0.9	5.3	1.4	2.5	4.1	4.0	9.5	SGP
マレーシア	27.0	7.9	0.8	4.4	1.3	0.8	5.4	1.3	5.1	MYS
タイ 3)	121.0	37.6	4.2	12.7	5.1	7.2	17.9	7.6	26.7	THA
フィリピン	132.6	53.8	2.4	17.0	3.8	6.2	14.4	8.5	26.6	PHL
インド 4)	86.0	29.8	4.1	12.4	2.2	4.4	14.7	4.6	13.8	IND
オーストラリア	44.1	6.4	1.6	10.6	2.3	3.1	4.7	6.2	9.0	AUS
ニュージーランド	39.9	6.9	1.6	10.6	2.4	1.1	5.2	4.3	6.8	NZL
ブラジル 4)	23.4	5.3	1.2	5.8	2.1	1.9	2.8	0.8	3.4	BRA
メキシコ p)	143.0	41.6	2.7	26.0	9.5	4.4	29.1	8.7	21.1	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	h	

p) 暫定値、* 韓国の単位は100万ウォン。

p) Provisional; * KOR: million Won.

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

出典： [OECD諸国及びロシア] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts Statistics" 2024年1月現在
 [その他の国] UN (<http://data.un.org/>) 2024年1月現在
 [人口] IMF (<https://www.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2024年1月現在

第 9-2 表 一人当たり国内家計最終消費支出 (続き)

Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita (cont.)

	計	食料・ 飲料・ たばこ	被服・ 履物	住居・ 水道・ 光熱	家具・ 住宅 設備	医療・ 保健	交通・ 通信	娯楽・ 文化・ 教育	飲食・ 宿泊・ その他	
構成比	Composition									
	%、2021年									
日本	100.0	19.0	3.2	26.0	4.3	4.3	12.6	10.5	20.1	JPN
アメリカ	100.0	9.1	3.1	18.3	4.6	20.8	11.8	11.8	20.5	USA
カナダ	100.0	13.9	3.6	25.6	6.0	4.5	16.4	9.5	20.6	CAN
イギリス	100.0	12.6	4.8	27.7	5.6	2.2	13.2	12.6	21.3	UK
ドイツ p)	100.0	15.3	3.8	25.5	7.0	5.6	15.4	10.3	17.0	DEU
フランス p)	100.0	18.0	3.3	27.6	4.9	4.2	15.1	8.2	18.7	FRA
イタリア	100.0	19.9	5.3	24.3	6.6	4.0	13.9	7.3	18.8	ITA
オランダ p)	100.0	16.1	5.0	25.5	6.8	3.4	14.0	9.4	19.7	NLD
ベルギー	100.0	17.6	4.3	25.3	6.6	6.9	12.2	8.0	19.3	BEL
デンマーク	100.0	16.1	4.2	28.5	6.0	3.0	12.9	11.8	17.5	DNK
スウェーデン	100.0	16.3	4.1	25.8	6.9	3.1	15.2	11.8	17.0	SWE
ロシア 1)	100.0	32.0	6.0	16.8	5.8	4.8	15.3	7.0	12.2	RUS
香港 2)	100.0	13.0	10.7	19.3	9.3	5.5	6.8	9.4	26.1	HKG
韓国	100.0	14.5	5.4	17.8	3.5	5.8	16.3	11.7	24.9	KOR*
シンガポール	100.0	10.3	2.9	17.2	4.5	8.2	13.4	12.9	30.6	SGP
マレーシア	100.0	29.4	3.0	16.3	4.9	3.0	20.0	4.7	18.7	MYS
タイ 3)	100.0	31.1	3.4	10.5	4.2	6.0	14.8	6.3	22.1	THA
フィリピン	100.0	40.6	1.8	12.8	2.8	4.7	10.9	6.4	20.0	PHL
インド 4)	100.0	34.6	4.8	14.4	2.6	5.1	17.1	5.4	16.0	IND
オーストラリア	100.0	14.6	3.7	24.1	5.1	7.1	10.8	14.1	20.5	AUS
ニュージーランド ^d	100.0	17.4	3.9	26.5	6.1	2.7	13.0	10.8	17.0	NZL
ブラジル 4)	100.0	22.8	5.3	24.9	9.1	8.0	11.9	3.4	14.5	BRA
メキシコ p)	100.0	29.1	1.9	18.2	6.6	3.1	20.3	6.1	14.8	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	h	

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

注：各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。支出額は家計最終消費支出額を人口で除したもの、構成比は家計最終消費支出に対する割合を、それぞれJILPTにおいて算出。

1) 2019年の数値。

2) 娯楽・文化・教育の欄は宿泊を含み、飲食・宿泊・その他の欄は宿泊を除く。

3) 対家計非営利団体(NPISH)部門を含む。

4) 2020年の数値。

第 9-3-1 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan)

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯 1)								All households
人								persons
世帯人員	2.22	1.27	2.74	3.10	2.43	2.12	1.82	a
有業人員	1.05	1.04	1.37	1.56	1.58	1.15	0.44	b
円								yen, monthly average
支出								Expenditures
消費支出計	244,231	163,629	240,511	291,318	305,258	257,876	201,388	f-o
食料	63,597	35,615	61,249	74,948	70,845	68,896	57,932	f
住居	20,330	35,036	30,225	20,021	22,469	19,988	14,396	g
光熱・水道	20,398	9,801	17,494	21,687	21,920	22,583	20,538	h
家具・家事用品	9,724	4,371	9,399	11,279	10,920	11,376	8,635	i
被服・履物	7,640	7,630	9,697	11,155	10,201	7,190	4,572	j
保健医療	12,061	6,088	9,476	11,119	12,523	13,836	13,042	k
交通・通信	33,419	21,646	35,876	44,805	46,567	35,398	22,371	l
教育	7,306	348	5,275	19,915	19,770	1,757	169	m
教養娯楽	23,517	21,423	26,867	29,008	27,257	23,973	18,565	n
その他の消費支出	46,239	21,671	34,953	47,381	62,787	52,879	41,166	o
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

a) Number of persons per household; b) Number of earners per household; f-o) Consumption expenditures; f) Food; g) Housing; h) Fuel, light and water charges; i) Furniture and household utensils; j) Clothing and footwear; k) Medical care; l) Transportation and communication; m) Education; n) Culture and recreation; o) Other consumption expenditures.

出典：総務省統計局（2023.2）「家計調査（家計収支編、詳細結果、総世帯）」

注：2022年の数値。1世帯当たり平均1か月間の収入及び支出。

1) 総世帯は、二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

第 9-3-1 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）（続き）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan) (cont.)

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯のうち、勤労者世帯								Households with earners
人								persons
世帯人員	2.50	1.26	2.76	3.10	2.52	2.26	1.95	a
有業人員	1.53	1.08	1.40	1.59	1.68	1.66	1.42	b
円								yen, monthly average
収入								Income
經常収入	524,693	361,738	515,944	605,087	604,063	431,693	374,577	c-e
勤め先収入	492,119	357,225	497,797	588,566	588,153	346,173	211,205	c
事業・内職収入	3,551	346	2,706	3,716	4,096	5,127	4,410	d
他の經常収入	29,023	4,167	15,440	12,804	11,813	80,393	158,962	e
支出								Expenditures
消費支出計	273,417	164,745	245,045	295,501	318,464	277,102	236,538	f-o
食料	67,166	35,855	62,002	75,198	73,171	71,972	64,994	f
住居	24,148	34,070	30,587	19,919	22,148	21,066	21,909	g
光熱・水道	20,019	9,763	17,516	21,427	22,195	23,057	22,021	h
家具・家事用品	10,435	4,420	9,687	11,330	11,738	12,053	9,547	i
被服・履物	9,776	7,861	9,905	11,201	10,859	7,893	6,273	j
保健医療	11,424	6,229	9,605	11,245	12,943	14,138	13,407	k
交通・通信	41,438	22,020	36,630	46,320	49,910	41,553	28,201	l
教育	12,100	294	5,414	20,382	20,769	2,687	300	m
教養娯楽	26,855	21,973	27,502	29,518	28,166	24,145	23,870	n
その他の消費支出	50,056	22,262	36,196	48,962	66,567	58,539	46,017	o
非消費支出計	100,176	57,509	89,909	118,507	128,725	78,796	44,707	p-r
直接税	41,744	20,010	34,470	48,614	56,247	33,800	23,463	p
社会保険料	58,347	37,489	55,395	69,642	72,454	44,963	21,238	q
他の非消費支出	85	10	44	251	23	33	6	r
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

c-e) Current income; c) Wages and salaries; d) Income from self-employment and piecework; e) Other current income; p-r) Non-consumption expenditures; p) Direct taxes; q) Social insurance premiums; r) Other non-consumption expenditures.

第 9-3-2 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ）

Table 9-3-2: Household income and expenditure by age group of householder (USA)

年齢階級	計	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～	
人									persons
世帯人員	2.4	2.1	2.6	3.4	2.9	2.2	1.8	1.6	a
18歳未満の子	0.6	0.3	0.9	1.4	0.7	0.2	0.1	(注1)	b
有業人員	1.3	1.4	1.5	1.7	1.8	1.4	0.7	0.3	c
USDollar									
									U.S.dollars, annual average (mean)
収入									Income
税引き前所得	94,003	48,233	89,514	118,149	128,980	105,498	68,059	49,392	d
税引き後所得	83,195	46,439	80,911	103,476	110,254	90,334	63,187	47,928	e
支出									Expenditures
消費支出計	72,967	46,359	67,883	86,049	91,074	78,079	60,844	53,481	f-s
食料	9,343	5,898	8,914	11,023	11,827	9,791	8,198	6,020	f
アルコール飲料	583	394	622	688	604	661	573	320	g
住居	24,298	16,837	24,301	28,975	28,281	24,140	21,094	19,317	h
被服	1,945	1,184	2,249	2,632	2,600	1,830	1,357	801	i
交通	12,295	9,583	12,089	15,220	15,619	13,596	9,550	6,209	j
保健医療	5,850	1,353	3,560	5,329	6,081	6,699	7,422	7,708	k
娯楽	3,458	2,075	2,884	4,361	4,481	3,698	3,182	1,943	l
個人ケア製品	866	540	880	986	1,050	899	790	586	m
読書	117	(注2)	100	107	105	108	147	159	n
教育	1,335	2,960	982	1,237	2,661	1,537	(注2)	(注2)	o
煙草	371	226	277	440	427	541	334	158	p
雑費	1,009	(注2)	895	1,020	1,215	1,161	929	963	q
寄付	2,755	(注2)	1,003	1,733	2,888	3,089	2,811	(注2)	r
個人年金・保険	8,742	4,244	9,127	12,298	13,235	10,329	4,057	2,196	s
Age group	Total	under 25	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75+	

a) Average number of persons per household; b) Children under 18 years old; c) Earners; d) Income before taxes; e) Income after taxes; f) Food; g) Alcoholic beverages; h) Housing; i) Apparel and services; j) Transportation; k) Healthcare; l) Entertainment; m) Personal care products and services; n) Reading; o) Education; p) Tobacco products and smoking supplies; q) Miscellaneous; r) Cash contributions; s) Personal insurance and pensions.

出典：アメリカ労働統計局(BLS) (2023.12) *Consumer Expenditure Survey 2022*

注：2022年の数値。1年当たりの平均収入及び支出。

1) 値が小さすぎるため非表示。

2) 信頼性が低いいため非表示。詳細は (<https://www.bls.gov/cex/tables-getting-started-guide.htm>) を参照。

第 9-3-3 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス）

Table 9-3-3: Household income and expenditure by age group of householder (UK)

年齢階級	計	～29歳	30～49	50～64	65～74	75～	
ポンド/週	pounds, weekly average						
粗所得							Income
粗所得計	1,219.8	984.5	1,342.3	1,404.8	870.1	656.8	a-g
賃金・俸給	853.9	777.7	1,060.5	1,039.5	208.8	59.1	a
現物給付からの帰属収入	12.2	9.8	13.4	14.0	—	—	b
事業所得	97.6	78.8	107.4	140.5	52.2	19.7	c
年金	73.2	—	—	70.2	295.8	256.1	d
財産所得	48.8	19.7	40.3	56.2	60.9	39.4	e
その他	12.2	19.7	13.4	14.0	—	—	f
現金給付（社会保障等）	122.0	78.8	94.0	70.2	252.3	282.4	g
支出							Expenditures
消費支出計	528.8	476.6	608.4	582.7	455.3	356.3	i-u
（一人当たり支出週平均）	(226.7)	(219.4)	(198.7)	(253.3)	(265.8)	(237.2)	h
食料・飲料	62.2	44.5	69.8	68.0	56.9	50.2	i
酒類・たばこ・麻酔薬	12.2	5.8	10.9	16.0	14.8	8.7	j
被服・履物	17.6	12.4	22.5	19.9	14.6	8.5	k
住居・燃料・動力	87.7	138.1	106.5	81.5	59.5	54.9	l
家財・家事サービス	34.7	26.4	35.3	39.5	38.6	25.1	m
健康	9.1	3.4	7.6	10.3	12.4	10.2	n
交通	74.4	61.6	84.9	94.6	61.7	33.5	o
通信	21.2	19.0	23.7	23.8	18.4	15.2	p
娯楽・文化	56.1	38.3	60.8	67.2	53.9	37.5	q
教育	5.2	[7.1]	8.5	5.2	[1.5]	—	r
外食・外泊	34.8	32.0	39.2	40.7	32.0	18.2	s
雑費	40.6	31.0	47.8	41.6	34.3	35.4	t
その他	73.1	56.9	90.7	74.5	56.6	58.6	u
平均世帯人員（人）	2.3	2.2	3.1	2.3	1.7	1.5	v
Age group	Total	under 30	30-49	50-64	65-74	75+	

[] ... 報告数が20世帯未満のため注意が必要。

[] ... Fewer than 20 reporting households.

a) Wages and salaries; b) Imputed income from benefits in kind; c) Self-employment income; d) Private pensions, annuities; e) Investment income; f) Other income; g) Total cash benefits; h) Average weekly expenditures per person; i) Food and non-alcoholic drinks; j) Alcoholic drinks, tobacco and narcotics; k) Clothing and footwear; l) Housing, fuel and power; m) Household goods and services; n) Health; o) Transportation; p) Communication; q) Recreation and culture; r) Education; s) Restaurants and hotels; t) Miscellaneous goods and services; u) Other expenditure items; v) Weighted average number of persons per household.

出典：イギリス国家統計局(ONS)（2023.1）*The Effects of Taxes and Benefits on Household Income, UK, 2021/22*、同（2023.5）*Family spending in the UK: FYE 2022 edition*

注：2021年4月から2022年3月にかけての2021会計年度の数値。週当たり所得はJILPTによる算出。

第 9-3-4 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出 (ドイツ)

Table 9-3-4: Household income and expenditure by age group of householder (Germany)

年齢階級 (歳)	計	～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～	
ユーロ										euro, annual average
収入										Income
総世帯収入	4,846	2,397	4,810	6,061	6,050	5,341	3,701	3,406	3,271	a-d
総勤労所得	3,122	1,700	4,047	4,859	4,745	3,903	900	176	71	a
財産所得	458	49	167	447	537	573	566	550	498	b
公的移転収入	993	229	373	556	506	603	1,858	2,365	2,391	c
非公的移転収入	270	413	220	197	261	259	376	314	310	d
支出										Expenditures
消費支出計	2,704	1,595	2,456	3,091	3,094	2,810	2,482	2,493	2,329	f-p
食料・飲料・たばこ	360	210	314	422	428	375	329	323	286	f
被服・履物	122	89	128	158	155	121	93	84	70	g
住居・光熱	908	556	782	978	990	938	903	924	903	h
家庭用品	137	66	130	173	152	144	123	116	113	i
健康用品・サービス	115	26	57	91	104	116	143	187	201	j
交通	379	217	392	461	483	442	275	247	183	k
通信	71	59	75	82	83	71	61	57	50	l
教養・娯楽	304	171	258	341	351	309	300	297	267	m
教育	28	34	47	63	33	13	5	4	(3)	n
飲食・宿泊サービス	168	112	174	196	195	166	147	145	128	o
その他	111	58	99	125	120	114	102	109	125	p
Age group	Total	under 25	25-34	35-44	45-54	55-64	65-69	70-79	80+	

a-d) Gross household income; a) Gross earned income; b) Property income; c) Public transfer income; d) Non-public transfer income; e) Food, beverages, tobacco; f) Clothing and footwear; g) Housing, fuel and power; h) Interior goods and items; i) Health commodities and services; j) Transportation; k) Posts and Telecommunications; l) Leisure, entertainment and culture; m) Education; n) Catering and accommodation services; o) Others.

出典：ドイツ連邦統計局(Destatis) (2020.5) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2018, Fachserie 15- Heft 4, 5*

注：2018年の数値。括弧内は調査サンプルが少ないため、統計データとしては不詳。

第 9-4 表 国民負担率（対国民所得比）

Table 9-4: Tax and social security burden as a percentage of national income

年（年度）		租税負担率	社会保障負担率	計（国民負担率）	
					%
日本	2023	28.1	18.7	46.8	JPN
〃	2020	28.2	19.8	47.9	JPN
アメリカ	2020	23.8	8.5	32.3	USA
イギリス	2020	34.3	11.7	46.0	UK
ドイツ	2020	30.3	23.7	54.0	DEU
フランス	2020	45.0	24.9	69.9	FRA
スウェーデン	2020	49.5	5.1	54.5	SWE
CY/FY		Tax burden	Social security burden	Total (National burden rates)	

出典：財務省（2023.2）「国民負担率の国際比較」
注：国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率。日本の2023年度は見通し、2020年度は実績。その他の国は推計による2020年暫定値。

第 9-5 表 分野別公的社会支出

Table 9-5: Public social expenditure by policy area

	日本 (2020年)	アメリカ (2020)	イギリス (2020)	ドイツ (2019)	フランス (2020)	スウェーデン (2019)	
支出額	at Current prices						
各国通貨, 10億単位	in national currency, billions						
老齢給付	46,945	1,449	129	301	308	459	a
遺族	6,417	131	1	60	37	12	b
障害・業務災害・傷病等	6,584	207	29	82	45	170	c
保健	55,903	2,181	213	289	221	331	d
家族	10,754	140	51	84	68	173	e
積極的労働市場政策	4,020	547	—	21	17	51	f
失業	1,272	172	3	28	64	16	g
住宅	605	52	29	17	17	19	h
その他の社会政策分野	1,966	153	38	7	29	35	i
合計	134,465	5,031	493	889	806	1,266	T
対GDP比	Percentage of GDP						
%							%
老齢給付	8.7	6.9	5.9	8.7	13.3	9.1	a
遺族	1.2	0.6	0.1	1.7	1.6	0.2	b
障害・業務災害・傷病等	1.2	1.0	1.3	2.4	1.9	3.4	c
保健	10.4	10.4	9.7	8.3	9.6	6.6	d
家族	2.0	0.7	2.3	2.4	2.9	3.4	e
積極的労働市場政策	0.7	2.6	—	0.6	0.8	1.0	f
失業	0.2	0.8	0.1	0.8	2.8	0.3	g
住宅	0.1	0.2	1.3	0.5	0.7	0.4	h
その他の社会政策分野	0.4	0.7	1.7	0.2	1.2	0.7	i
合計	24.9	23.9	22.5	25.6	34.9	25.1	T
	JPN	USA	UK	DEU	FRA	SWE	

a: Old-age; b: Survivors; c: Incapacity-related; d: Health; e: Family; f: Active labour market programmes; g: Unemployment; h: Housing; i: Other social policy areas; T: Total

出典: OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Social Expenditure" 2023年11月現在

第 9-6 表 労働市場政策への公的支出（対 GDP 比）

Table 9-6: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP

計 (A+P)	小計 (A)	積極的措置							消極的措置			
		公共 職業 サービ ス	職業 訓練	雇用イ ンセン ティブ	保護及 び援助 雇用と リハビリ テーショ ン	直接的 雇用創 出	創業イ ンセン ティブ	小計 (P)	失業又 は無業 所得の 補助・ 支援	早期退 職		
2020年度/FY												%
日本 1)	0.99	0.75	0.07	0.01	0.65	0.01	*0.00	*0.00	0.24	0.24	*0.00	JPN
アメリカ 2)	2.34	1.39	0.02	0.07	1.25	0.03	*0.00	*0.00	0.96	0.96	*0.00	USA
カナダ 1)	4.84	3.73	0.14	0.06	3.50	*0.00	0.01	*0.00	1.11	1.11	*0.00	CAN
イギリス 3)	0.53	0.22	0.19	0.01	0.01	*0.00	0.01	*0.00	0.31	0.31	*0.00	UK
ドイツ	1.93	0.61	0.33	0.19	0.03	0.02	0.03	0.01	1.32	1.32	*0.00	DEU
フランス	3.97	0.76	0.25	0.30	0.02	0.09	0.06	0.04	3.21	3.21	*0.00	FRA
イタリア	2.92	0.34	0.12	0.12	0.09	0.01	*0.00	*0.00	2.58	2.57	0.01	ITA
オランダ	3.93	2.20	0.15	0.06	1.67	0.32	0.01	*0.00	1.73	1.73	*0.00	NLD
ベルギー	2.95	0.94	0.36	0.21	0.19	0.14	0.04	*0.00	2.01	1.89	0.12	BEL
ルクセンブルク	2.94	0.81	0.08	0.17	0.40	*0.00	0.14	*0.00	2.13	2.01	0.12	LUX
スペイン	4.54	1.18	0.15	0.11	0.56	0.14	0.11	0.12	3.36	3.35	0.01	ESP
デンマーク	3.92	1.78	0.37	0.31	0.12	0.98	*0.00	*0.00	2.13	2.06	0.07	DNK
スウェーデン	2.21	0.95	0.26	0.06	0.39	0.24	*0.00	*0.00	1.26	1.26	*0.00	SWE
フィンランド	2.62	0.86	0.16	0.36	0.05	0.15	0.13	0.01	1.75	1.75	*0.00	FIN
ノルウェー	1.72	0.42	0.15	0.09	0.07	0.11	*0.00	*0.00	1.30	1.30	*0.00	NOR
韓国	1.37	0.70	0.06	0.08	0.27	0.03	0.21	0.04	0.67	0.67	*0.00	KOR
オーストラリア 4)	4.50	3.06	0.19	0.03	2.77	0.07	*0.00	*0.00	1.45	1.45	*0.00	AUS
ニュージーランド 5)	4.54	4.10	0.14	0.06	3.87	0.03	*0.00	*0.00	0.44	0.44	*0.00	NZL
T	A	a	b	c	d	e	f		P	g	h	

*) 支出無し又は0.005未満。

*) Nil or less than 0.005.

T) Total (A and P); A) Active measures (a to f); a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Sheltered and supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; P) Passive measures (g and h); g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Public expenditure and participant stocks on LMP" 2023年8月現在

注： 統計数値は各国の制度・慣行や調査報告基準の影響を受けているため、国際比較を行うに当たっては、労働市場プログラムに関するデータの範囲と比較可能性に留意する必要がある。

- 1) 4月からの年度の数値。
- 2) 10月からの年度の数値。
- 3) 2011年度。4月からの年度の数値。北アイルランドのデータは不完全である。
- 4) 7月からの年度の数値。州・地域の政策は含まない。
- 5) 2019年度。7月からの年度の数値。

第 9-7 表 社会保障負担料率

Table 9-7: Employer-employee social security rates

	年金	医療	介護	雇用	その他		
	2023年、%						
日本 1)	18.300	10.0	1.82	1.55	なし		JPN
労働者				0.60	—		employee
使用者	労使折半	労使折半	労使折半	0.95	—		employer
アメリカ 2)	12.4	2.90	なし	(0.60+州税)	なし		USA
労働者	6.2	1.45	—	—	—		employee
使用者	6.2	1.45	—	(0.60+州税)	—		employer
イギリス 3)	23.8	主に税財源	なし	国民保険 制度に統合	なし		UK
労働者	10.0	—	—	—	—		employee
使用者	13.8	—	—	—	—		employer
ドイツ 4)	18.6	14.6	2.4~4.0	2.6	なし		DEU
労働者	9.3	7.3	0.7~2.3	1.3	—		employee
使用者	9.3	7.3	1.7	1.3	—		employer
フランス 5)	17.75	7.30	主に税財源	4.05	家族 手当	住宅支援基 金への拠出	FRA
労働者	+ 6.90 + 0.40	0.00	—	0.00	—	—	employee
使用者	+ 8.55 + 1.90	7.30	—	4.05	3.45	+ 0.1 + 0.5	employer
	Pension	Medical care	Nursing care	Employment	Others		

出典：〔日本〕厚生労働省、日本年金機構、全国健康保険協会、〔アメリカ〕社会保障庁及び労働省、〔イギリス〕Gov.uk、〔ドイツ〕貿易・投資振興機関(GTAI)、〔フランス〕国立統計経済研究所(Insee)、雇用局、社会保障費徴収機関(URSSAF)

注 1) 〔年金〕厚生年金の一般被保険者の保険料率（2017年9月分から適用）。〔医療〕全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）による全国平均の保険料率。料率は都道府県ごとに異なる（2023年3月分から適用される料率は9.33～10.51％）。〔介護〕40～64歳までの第2号被保険者の保険料率。2023年3月分から適用。〔雇用〕「一般の事業」における負担率。詳細については「第4-7表 失業保険制度」の財源の項（p.162）を参照。

2) 〔年金〕2013年から、Affordable Care Act施行後、高額所得者には0.9％が加算された。〔医療〕メディケアパートAを指す。〔雇用〕使用者が全額負担（3州を除く）。連邦、州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また、連邦は6.0％の料率だが、期日前に支払うことで割引かれて0.6％になる。州の料率や課税対象額は州ごとに異なり、全米レベルで統一した料率はない。

3) 公的年金、雇用保険等を含む単一の社会保険制度である国民保険の料率。2024年1月より、減税策の一環として労働者向けの料率を12％から10％に引き下げた。なお、所定額（2023年度は週967ポンド）を超える所得については、労働者向けの料率は2％。

4) 〔医療〕追加の保険料率は、2023年推計平均で1.6％（労使折半）。〔介護〕従業員の介護保険料は、当該従業員の子供数（25歳未満）によって決まる。ザクセン州のみ異なる特別規定が適用される。

5) 民間部門の場合。〔年金〕老齢保険を指す。+ 4万3992ユーロ／年までの給与に対する割合（2023年）。このほかに寡婦保険0.1％があるがこれは本人負担。+ 対全給与。〔医療〕17万5968ユーロ／年までの給与に対する割合（2023年）。2018年1月から医療及び雇用の労働者負担率引き下げ等の改定が行われ、バラン、オーラン、モーゼルの各県における被用者からの拠出1.50％以外は2019年1月1日以降廃止された。使用者による拠出は、法定最賃(SMIC)の2.5倍までの負担率。〔雇用〕2019年1月以降、被用者からの拠出は廃止。その代替として一般社会拠出(CSG)9.2％を被用者が拠出し、そのうち1.47％が失業保険の財源である。〔家族手当〕フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため、その他に計上。収入が法定最賃の1.6倍までの者は3.45％。〔住宅支援基金への拠出〕+ 従業員規模20人未満は0.1％、+ 20人以上は0.5％。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等

Table 9-8: Public assistance systems

	日本	
制度名	生活保護制度	求職者支援制度（注1）
根拠法	生活保護法（1950年制定、最終改正2014年）	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（2011年10月1日施行）
管理運営	厚生労働省（実施は地方自治体）	厚生労働省、ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関
財源	国（4分の3）及び自治体（4分の1）	政府の一般財源及び雇用保険特別会計
対象	生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する	雇用保険に加入できなかった者、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者、雇用保険の加入期間不足で雇用保険を受けられない者、フリーランス、自営廃業者、学卒未就職者など
受給要件	必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる（1種類の扶助受給を単給、2つ以上を併給という）。医療扶助、介護扶助は現物給付で、それ以外は金銭給付が原則 扶助の種類： 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助	以下の全てに該当する者が対象となる ・雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない者 ・本人収入が月8万円以下の者 ・世帯全体の収入が月25万円以下（年300万円以下）の者 ・世帯全体の金融資産が300万円以下の者 ・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者 ・全ての訓練実施日に出席する者（やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席） ・訓練期間中から訓練修了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者 ・同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者。既にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過している者 ・過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと
給付水準	生活扶助の基準額は、①食費等の個人的費用（年齢別に算定）、②光熱水費等世帯共通的費用（世帯人員別に算定）、を合算して算出	・職業訓練受講手当：月額10万円 ・通所手当：通所経路に応じた所定の額 ・給付期間：訓練期間（2か月から6か月）に応じた期間
現状・実績	生活保護費：2.8兆円（2023年度当初予算） 被保護世帯数：164万8101世帯（2023年5月） 被保護者数：202万人（実人員、2023年5月）	求職者支援訓練受講者数累計：2万826人（2021年度） 訓練修了者等の就職状況：基礎コース53.9%、実践コース 60.0%（2021年度）

注 1) 一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く）、ハローワークの就職支援を拒否したりすると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は、労働金庫の貸付制度を利用できる（要返済）。訓練の受講料は無料、テキスト代等は自己負担。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	アメリカ				
制度名	貧困家庭一時扶助(TANF)	補足的保障所得 (SSI)	メディケイド	補助的栄養支援プログラム (SNAP、旧フードスタンプ)	一般扶助（勤労所得税額控除）（注3）
根拠法	社会保障法	社会保障法	社会保障法(ACA)（注2）	フードスタンプ法	1986年税制改革法
管理運営	州政府	連邦政府	州政府	州政府	連邦政府
財源	連邦及び州の一般財源	連邦政府	連邦及び州の一般財源	連邦政府	—
対象	未成年の児童、妊婦のいる世帯等	65歳以上の高齢者、障害者等	貧困家庭の児童、妊婦等	所得水準が連邦の基準を下回る世帯等	1ドル以上の年収があるとともに、子の数等で定まる上限年収以下の者
受給要件	州ごとに異なる	所得・家族構成等により、州ごとに異なる（州により上乘せ給付あり）	所得・家族構成等により、州ごとに異なる	所得・家族構成等により異なる	所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付（実際は給付）
給付水準	州ごとに決定	1人当たり：943ドル 夫婦当たり：1415ドル （月額、2024年）	—	4人世帯：最大973ドル （月額、2024年度）	平均還付額：約2541ドル （2023年）
現状・実績	被保護者数：186万人 （2022年度） 被保護世帯数：79万世帯 （2022年度） 基礎手当額（連邦政府支出）：33億ドル （2022年度）	被保護者数：740万人 （2023年1月） 総支給額：571億ドル （2022年）	被保護者数：8591万人 （2023年1月） 総支給額：8057億ドル （2022年）	被保護者数：4120万人 （2022年度平均） 総支給額：1194億ドル （2022年度、諸経費込み）	2300万人が総額で570億ドルの還付（2023年）

注 2) Affordable Care Act: ACA.

3) Earned Income Tax Credit: EITC.

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	イギリス		
制度名	ユニバーサル・クレジット	所得調査制求職者手当	雇用・生活補助手当(所得連動)
根拠法	2012年福祉改革法	1995年求職者法	2007年福祉改革法
管理運営	雇用年金省	雇用年金省	雇用年金省
財源	一般財源	一般財源	一般財源
対象	従来の低所得者向け給付(注4)を統合する制度として、2013年以降段階的に導入中(2024年に完了予定) ※対象者は、18歳～年金受給年齢未満のイギリス居住者(例外的に16～17歳層にも適用)	原則として18歳～年金受給年齢未満の失業者であるイギリス居住者(16～17歳層について例外あり) ※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請は不可	健康上の理由により就労困難な低所得者。就労能力を評価の上、就労関連活動グループと要支援グループに区分 ※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請は不可
受給要件	・低所得又は失業中 ・フルタイムの教育を受けていない(例外あり) ・資産が1万6000ポンド以下 ・受給中の活動計画に合意する(通常、求職者として受給するためには、ジョブセンター職員との定期的な面談や継続的な求職活動などが記載される)	・仕事に就いておらず(又は週16時間未満労働)、フルタイムの教育も受けていない ・就労が可能 ・資産が1万6000ポンド以下 ・収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいない ・受給中の活動計画に合意し、2週間に1度、ジョブセンター・プラスに来所する	・年金支給開始年齢前の者 ・法定の傷病手当、産休手当を受給しておらず、復職もしていない ・求職者手当を受給していない ・世帯内に雇用・生活補助手当の受給者がいない ・資産が1万6000ポンド以下
給付水準	世帯構成、状況(子、障害者の子を含む等)により支給内容を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。 基本額(ポンド、月額、2023年度) ・単身者: 16～24歳 292.11 25歳以上 368.74 ・カップル(25歳以上): 578.82 加算 ・児童(2人まで): 269.58(注5) ・就業困難: 390.06 ・介護者: 185.86 ・保育費(実費の85%): 1人 950.92、2人～1630.15 ・住居費(賃貸料等)	世帯構成、状況(障害者、年金受給者を含む等)により支給内容を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。 基本額(ポンド、週当たり、2023年度) ・単身者: 16～24歳 67.02 25歳以上 84.80 ・カップル(18歳以上): 133.30	世帯構成、状況(障害者、年金受給者を含む等)により支給内容を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。 基本額(ポンド、週当たり、2023年度) ・単身者: 16～24歳 67.02 25歳以上 84.80 ・カップル(18歳以上): 133.30 グループ別の加算(注6) ・就労関連活動: 33.70 ・要支援: 44.70
現状・実績	給付者数: 428万1千人、 総支給額: 419億4千万ポンド (グレートブリテン、2022年度)	給付者数: 5万1千人 総支給額: 2億3千万ポンド (グレートブリテン、2022年度)	給付者数: 124万5千人 総支給額: 75億6千万ポンド (グレートブリテン、2022年度)

注 4) 所得調査制求職者手当、所得連動制雇用・生活補助手当、活補助、住宅給付、税額控除(児童・就労)。

5) 2017年4月の制度改正以前からの継続受給の場合、1人目は315.00ポンド/月、2人目以降269.58ポンド(人数制限なし)。

6) 就労関連活動グループの加算は、2017年4月以降の新規申請者には適用されない。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	イギリス (続き)			
制度名	所得補助	住宅給付	税額控除	ワーク・アンド・ヘルス・プログラム
根拠法	1992年社会保障拠出・給付法	1992年社会保障拠出・給付法	2002年税額控除法	
管理運営	雇用年金省	雇用年金省及び地方自治体	歳入関税庁	雇用年金省、官民の就業支援組織
財源	一般財源	一般財源	一般財源	—
対象	一人親等	賃貸住宅に居住する低所得世帯に賃貸料を補助	就労や子の有無により税を還付	ジョブセンター・プラスが対象者を就業支援組織に紹介
受給要件	※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請は不可 ・16歳～年金支給開始年齢前の者 ・無所得又は低所得 ・資産が1万6000ポンド以下 ・週の就労が16時間未満（配偶者は24時間未満） ・所定の条件を満たす者（妊娠中、一人親で子が5歳未満（養子の場合16歳未満）、介護者等）	※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請を年金支給開始年齢に到達した高齢者や支援住宅等の居住者に限定 ・住居の賃貸料を支払っている ・低所得又は給付を受給している ・資産が1万6000ポンド以下	※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請を限定（既に一方の税額控除を受給している場合のみ可） ①就労税額控除 ・25歳以上（注7） ・所定の週労働時間以上の就労：25～59歳で30時間以上、60歳以上、障害者、一人親の場合は16時間以上、子のいるカップルは合計で24時間以上（うち一方が16時間以上） ・就労は4週以上継続し、収入を伴うもの ②児童税額控除 9-10表(p.276)参照	・障害者 ・不利な状況等により、就労支援を必要とする者（介護者、ホームレス、難民、薬物等の依存症による就労困難者、犯罪歴のある者など） ・失業者向けの給付を24か月以上受給している長期失業者 ※長期失業者以外については、参加は任意 支援内容： ・対象者の求職活動や、就職後の定着の支援（必要に応じた訓練等を含む）、健康問題の就労への影響の削減等 ・就業支援組織には、成果（一定期間の雇用または自営業者として6か月間の就業）に応じて委託費が支払われる
給付水準	家族構成等を勘案（単位：ポンド） ・単身者 16～24歳：67.20 25歳以上：84.80 ・カップル 18歳以上：133.30（週当たり、2023年）	・賃貸料の全額又は一部（公的住宅が民間賃貸料など、条件により異なる） ・資産額等により減額	①就労税額控除 基本部分： 2340ポンド／年労働時間や障害の有無、子の有無などで加算あり ②児童税額控除 9-10表(p.276)参照	
現状・実績	被保護者数：17万人、総支給額：8億7千万ポンド（グレートブリテン、2022年度）	被保護者数：250万9千人、総支給額：155億8千万ポンド（グレートブリテン、2022年度）	被保護世帯数：151万1千世帯、総支給額：108億ポンド（グレートブリテン、2021年度）	2017年の導入以降、2023年8月までの参加者は29万人。

注 7) 子がいるか、障害がある場合は16～24歳も対象。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	ドイツ		
制度名	社会扶助 (Sozialhilfe)	市民手当 (Bürgergeld) (注9)	長期失業者の削減プログラム
根拠法	社会法典第12編	社会法典第2編 (SGB II)	社会法典第3編 (SGB III)
管理運営	地方自治体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体	連邦労働・社会省
財源	自治体の一般財源（高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障については、2014年以降は連邦政府が100%負担）	連邦政府の一般財源（全額国庫負担。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源）	欧州社会ファンドの資金を活用
対象	就労能力のない生活困窮者（資力調査が要件）	働くことが可能で生活に困窮している者（大半は失業給付Ⅰの受給期間が終了した者）	・35歳以上の失業給付Ⅱ受給者 ・2年以上の失業者（特に5年以上の失業者には集中促進策が行われる） ・有用な職業資格がないこと ・職業紹介を行う上で困難な状況があること（健康上の問題、50歳以上、ドイツ語の知識がない等）
受給要件	親族等からの支援がなく、かつ、就労が不能な生活困窮者であること	・15歳以上法定老齢年金の支給開始年齢未満（注10） ・1日最低3時間の就労ができる者 ・自身の財産や収入を利用しても生計を十分に確保できず、親族や他者等からの支援も得ていない状態であること ・日常的にドイツに居住していること	労働社会省が欧州社会ファンドの資金を活用して行う長期失業者対策は、上述の一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、ジョブセンターを通じて賃金助成を行う

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	ドイツ (続き)		
給付水準	・給付額は、必要不可欠な生計費から手取り収入や他制度からの現金給付等の合計を差し引いた額を基本に算定される ・中心的な給付は「生計扶助」で、給付内容は、食料、住居、衣服、身体の手入れ、家具、暖房及び日常生活上の個人的需要（一定限度内での交際や文化生活への参加等）に係る費用（必要不可欠な生計費）である ・このほかに疾病、障害、要介護等様々な生活上の特別な状況にある者に対して援助を行う「特別扶助」や「高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障」給付などがある	給付基準月額： （2023年1月1日以降） ・単身者、ひとり親、未成年のパートナーがいる者：502ユーロ ・双方とも成人（満18歳以上）同士のカップル：1人につき451ユーロ ・両親と同居する18歳以上25歳未満の者：402ユーロ ・14～17歳：420ユーロ ・6～13歳：348ユーロ ・0～5歳：318ユーロ	一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、最大75%の賃金助成が支払われる
現状・実績	被保護者数： ・生活扶助受給者数 約34万5千人（2019年末） ・特別扶助受給者数 約143万人（2019年末） ・高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障受給者 約108万5千人（2019年末）	受給者数： ・失業給付 II (ALG II) 379万2千人（2021年平均） ・社会手当 (SG) 140万3千人（2021年12月） 支給総額： 156.6億ユーロ（2021年）	賃金助成のほかにも、ジョブセンターの専門員により、長期失業者に対する就職に向けた適切な働きかけ、雇用後の企業内でのコーチング、必要に応じた職業資格や基礎能力（読み書き等）の習得への斡旋などを行う

注 9) 2022年12月31日までは失業給付 II、2023年1月1日から「市民手当(Bürgergeld)」に制度変更。実績は失業給付 II。

10) 2012年から上限は段階的に67歳に上げ中。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	フランス				
制度名	積極的連帯所得手当(RSA)			連帯特別手当(ASS)（注13）	
根拠法	社会福祉・家庭法典L.262-2条など			労働法典第L5423-1条など	
管理運営	家族手当金庫(CAF)、農業社会共済(MSA)、県、雇用年金省			規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は雇用局(Pôle emploi)	
財源	国の一般財源			政府の一般財源（全額国庫負担）	
対象	25歳以上、若しくは1人以上の子（胎児を含む）がいる25歳未満のフランス居住者（注11）			原則失業給付（雇用復帰支援手当: ARE）の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者	
受給要件	職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し、RSAでは、最長で3か月間、就労所得とRSAを同時に取得できる			・離職前10年間に5年以上就業していたこと（注14） ・実際に求職活動を行っていること（ただし、55歳以上の者については免除される） ・手当を申請した時点で家族扶養手当及び住宅手当を除く1か月の収入が、一定額（2023年11月現在、単身者1271.90ユーロ、夫婦(カップル)1998.70ユーロ)に満たない	
給付水準	RSAの定額金は、世帯の収入、構成人数等により設定（注12）			世帯収入に応じて給付額が決まる	
		子なし	子1人		子2人
	単身者	607.75	911.62		1093.95
	カップル夫婦	911.62	1093.95		1276.27
	（単位：ユーロ、2023年12月現在）				
	※単身者・カップルとも、子3人目以降は1人増えるごとに243.10ユーロが加算				
現状・実績	被保護世帯数： 187万世帯（2023年3月末現在） 被保護者数： 470万人（2013年6月末現在）			受給者：27万1500人（2023年2月末現在） 支給総額：22億2万5000ユーロ（2019年）	

出典：厚生労働省「2021年海外情勢報告」等、[日本]「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（2011年10月）、[アメリカ]保健社会福祉省(DHHS)、農務省、内国歳入庁、[イギリス] Gov.uk、Citizens Advice、[ドイツ] 労働社会省(BMAS)、連邦雇用エージェンシー(BA)、[フランス] 政府公共サービス及び家族手当金庫(CAF)、労働省発表報告書 *Les allocataires du régime de solidarité nationale en 2009*

注 11) 所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI（社会参入最低所得手当）及びAPI（単親手当）に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。

12) 給付額は、（定額金＋世帯の就労所得の62％）－（家族手当等による世帯収入＋定額の住宅援助）により計算される。ASS: Allocation de solidarité spécifique.

13) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、公的年金の満額支給開始年齢（65歳から67歳に段階的引き上げ中）まで受給可能。月に78時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから3か月間は仕事による収入とASSの全額を得られる。4か月目から12か月目までは、ASSの給付額から仕事による収入分が天引きされるが、雇用局から毎月150ユーロの特別手当が支給。4か月連続で月78時間を超えるひとつ又は複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として1000ユーロが支給。

14) ただし、子を育てるために休業していた場合は、3年を上限として子一人につき1年、就業年数の条件を軽減できる。なお、離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については、積極的連帯所得手当（RSA: Revenu de solidarité active）を受給できる。

第 9-9 表 育児休業制度

Table 9-9: Childcare leave schemes

	日本	イギリス		
		出産(養子)休暇	父親休暇	共有両親休暇
根拠法	育児・介護休業法 (1995年制定、最終改正2021年)	雇用権利法 (1996年)	同左	同左
対象者	1歳未満の子を養育する全ての男女労働者 (日々雇用者を除く) 一定の範囲の有期契約労働者は対象	女性被用者 (実親、養親を問わない)	男性被用者 (実親、養親を問わない)	男女被用者 (実親、養親を問わない)
請求権行使の要件	①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること、②子が1歳6か月になるまでの間に労働契約が満了することが明らかでない者	雇用されていること(期間要件なし)	出産予定週の15週間までに勤続26週以上	出産予定週の15週間までに勤続26週以上、パートナーの就労・収入状況に条件あり
期間	・子が1歳まで。原則2回 ・父母がともに育児休業を取得するなど一定の要件を満たす場合は1歳2か月まで取得可能 ・1歳6か月に達した時点でいずれかの親が育児休業中である場合や保育所に入所できないなどの場合には最長2歳まで取得可能(注1)。 また、産後パパ育休(出生時育児休業)が2022年10月より施行(注2)	産前産後で最長52週間、うち産後2週間(工場労働の場合は4週間)は取得義務あり	産後8週目までに1週間又は2週間	出産休暇52週のうち、産後に取得する部分について(最長で、産後2週間を除く50週)、両親間で分割して取得が可能(注3)
形態	全日休暇	規定なし(通常は全日休暇)	1週間又は2週間を1回で取得	両親とも、3期間まで分割して取得が可能
請求予告期間	育児休業開始予定日の1か月前(1歳～1歳6か月までの育児休業の場合は2週間前)	事前予告は出産予定日の15週間前、休暇開始予告は開始日の28日前まで	事前予告は出産予定日の15週間前まで	休暇開始日の8週間前まで
解雇・不利益取扱	事業主による解雇など(就業環境を害することを含む)不利益取扱いの禁止及び防止措置の義務付け	解雇は不公正解雇制度上の救済を受ける不利益取扱いの禁止	同左	同左

注 1) 3歳までの子を養育する労働者について、①短時間勤務制度(1日6時間)を設けること、②労働者の請求で所定外労働の免除を制度化すること、を事業主の措置義務とする。3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に関して、育児休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて、必要な措置を講じる事業主の努力義務あり。

2) 男性は子の出生後8週間の間に通算4週間(2回まで分割が可能)の休業を育児休業とは別に取得することが可能。産後パパ休暇による休業中の就業は、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で可能。

3) なお、別途「両親休暇」として、子が18歳に達するまで18週間(年4週まで)の無給の休暇取得を認める制度がある。

第 9-9 表 育児休業制度（続き）

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	日本（続き）	イギリス（続き）		
		出産(養子)休暇	父親休暇	共有両親休暇
復職	・事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金、配置、その他労働条件に関する事項を予め定め、労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている ・指針において、育児休業後は、原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている	52週のうち最初の26週の間に復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる（注6）	原職に復帰することができる	52週のうち最初の26週の間に復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる
担保方法	苦情・紛争について援助・調停、公表制度・過料	雇用審判所への争訴提起	同左	同左
現状	育休取得率：男性17.13%、女性80.2%（注4）	—	—	—
中小企業の取扱	—	—	—	—
有給・無給	規定なし	勤続26週以上で、国民保険加入の下限額以上の賃金額であることを要件として、一定期間の法定手当制度あり（注7）	同左	同左
その他	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される（注5）	法定手当は保険料徴収の対象となる。このため被保険者としての資格も継続される	同左	同左

注 4) 2022年、厚生労働省「雇用均等基本調査」より。2020年10月1日～2021年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、2022年10月1日までに育児休業を開始した者（開始の予定を申し出ている者を含む）の割合。

5) 育児休業を取得した一定の条件を満たす者に対し、休業取得前の賃金月額67%（2014年度から）が支給される育児休業給付制度がある。国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。ほかに子の看護休暇制度があり、1日又は時間単位で取得可。

6) なお、復帰予定日を変更する場合、8週間までに雇用主への予告を要する。

7) 手当は雇用主により支給され、うち92%が還付される。出産休暇及び共有両親休暇の場合、支給期間は最長で39週、うち最初の6週間は従前の給与額の90%、以降33週は週172.48ポンド（2023年度）といずれか低い額。手当の支給方法等は給与に準じ、保険料の拠出は継続。また父親休暇に係る法定手当は、従前の給与額の90%若しくは週172.48ポンド（同）のいずれか低い額。

第 9-9 表 育児休業制度（続き）

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ	ドイツ	フランス
根拠法	家族・医療休暇法（1993年） （注8）	両親手当、両親休暇に関する法 (BEEG)	労働法典L1225-47条、L1225- 48条、L1225-50条
対象者	男女労働者（実親、養親、監 護者）	子を自ら自宅で監護又は養育す る者	男女労働者。実親、養親、継親 子の扶養権を引き受けた者
請求権 行使の 要件	当該事業主に12か月以上雇用 されていたこと 過去12か月の労働時間が1250 時間以上であること	両親の一方でも双方共同しても よい	子の出生又は3歳未満の養子を 引取りの日に最低1年の勤務を 証明すること
期間	・生後、養子縁組後又は監護幹 旋後12か月の間に12週間（た だし、夫婦が同一事業所に雇用 されている場合は、夫婦で合わ せて12週間） ・取得期間の分割、時間単位で の取得が可能	・子が満3歳になるまで育児休暇 を事業主へ請求することができる ・子が満8歳になるまでの期間であ れば、36か月の両親休暇のう ち、最大24か月までを別の時期 に持ち越すこともできる ・休暇の取得は、両親が同時にま たは時期をずらして、あるいは一 方の親が単独で取得するといっ た、家庭のニーズに応じた選択が 可能	・子が3歳に達するまでの間 ・最初は1年間の育児休業を取 得でき、その後2回更新が可能 （満3歳で終了、子が3つ子の 場合は5回まで更新可） ・ただし、子が重度の病気・事故・ 障害を負った場合は、休業期間 を1年延長できる ・休業中、育児分担当 (PreParE)により、賃金補助の受 給が可能（注9）
形態	1日又は1週間の労働時間短縮	休暇の期間中は、週32時間まで の労働が可能	子が3歳になるまで、①1～3年休 職する、②パートタイム労働（週 16～32時間）に移行する、③職 業教育を受ける一のいずれかの方 法又はその組合せ
請求 予告 期間	休暇開始日の30日前まで	遅くとも期間開始の7週間前に文 書により使用者に要求（3歳以 降の育児休業は13週間前）	産休に連続する場合： 休業開始1か月前 その他の場合： 休業開始2か月前
解雇・ 不利益 取扱	育児休業の権利行使に対する干 渉、抑圧、拒否、不利益取扱の 禁止	育児休業請求以降終了まで解 雇禁止。ただし、特別の場合に は、管轄官庁等が例外的に解雇 を許容する宣言を発することがで きる	育児休業を理由に解雇すること はできないが、それとは関係のない 場合（例：経済解雇）はできる
復職	休暇前と同じ仕事又は同等の仕 事への復職の権利を有する	以前と同じ又は同等の職へ復帰 できる	以前と同じ又は同程度の職に復 帰できる

注 8) 2020年4月施行の家族第一・新型コロナウイルス対策法(FFCRA)により、感染防止対策で閉鎖された学校や保育園に通う子の世話をする勤務30日以上労働者に対し、最大で実質12週間の有給休暇を付与（同年12月までの時限措置）。

9) 第1子の場合は1歳になるまでの間、親それぞれ6か月間まで（ひとり親の場合は1歳まで）、第2子以降は末子が3歳になるまでの間、親それぞれ24か月間まで（ひとり親の場合は3歳まで）、三つ子以上の場合は6歳になるまでの間、親それぞれが48か月間まで（ひとり親の場合6歳まで）賃金補助を受けられる。

第 9-9 表 育児休業制度（続き）

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ（続き）	ドイツ（続き）	フランス（続き）
担保方法	使用者による損害賠償	労働裁判所、使用者による損害賠償	使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払い
現状	—	—	—
中小企業の取扱い	従業員50人未満の事業主は適用除外	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、16人以上の従業員を雇用する使用者に対して請求できる	すべての事業所について休暇制度を完全に実施（1995年1月より）
有給・無給	無給	両親手当を支給	無給
その他	・医療給付は休暇中も継続 ・介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる	・生後最大12か月になるまで「両親手当」を支給（注10） ・両親ともに2か月以上子育てに参加し、就労所得の減少が生じる場合は、2か月分をこれに加え、2人合わせて最大14か月分を請求することができる ・このほか両親手当プラス、パートナーシップボーナス等の特例制度がある	・年金について算定基礎となる ・休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない

注 10) 従前手取賃金の67%。支給率の67%は、平均月間所得が1200ユーロを超える場合は超えた額2ユーロ毎に0.1%ずつ、最低65%に達するまで引き下げられ、平均月間所得が1000ユーロ未満の場合は、差額2ユーロ毎に0.1%ずつ、最高100%に達するまで引き上げられる。上限1800ユーロ、下限300ユーロ。

出典：厚生労働省「海外情勢報告」、内閣府、[日本] 厚生労働省及び東京労働局、[アメリカ] 労働省、中窪裕也著（2010）「アメリカ労働法（第2版）」、[イギリス] Gov.uk、[ドイツ] 家庭・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ)、[フランス] 家族手当金庫(CAF)

第 9-10 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）

Table 9-10: Financial support for childcare, including child benefits

	日本		アメリカ	イギリス	
種別	児童手当	扶養控除 (所得税、住民税)	児童税額控除	児童給付	児童税額控除
根拠法	児童手当法（1971年）	所得税法（1965年）、 地方税法（1950年）	1997年納税者救済法	1975年児童給付法	2002年税額控除法
管理運営	市区町村（公務員は所属庁等で実施）	国税庁、都道府県、市区町村	内国歳入庁	歳入関税庁	歳入関税庁
財源	国、地方（都道府県、市町村）、事業主拠出金で構成（注1）			一般財源	一般財源
受給（適用）要件	支給対象： 中学校修了までの国内に住所を有する児童 受給資格者： 監護生計要件を満たす父母等	控除対象： 扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者	17歳未満の子がいる者 ※2021年はアメリカ救済計画法により、18歳未満に拡大	16歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満）の子を扶養している者 ※収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は、減額措置あり	就労税額控除の適用を受けており、16歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満）の子を扶養している者 ※収入等に応じた減額措置あり
給付（控除）内容	・所得制限額未満の世帯：3歳未満は月額1万5000円、3歳以上小学校修了まで第1子・第2子は月額1万円、第3子以降は月額1万5000円、中学生は月額1万円 ・所得上限額未満の者：当分の間の特例給付月額5000円（注2）		子1人当たり： 2000ドル／年 ※2021年はアメリカ救済計画法により、子1人当たり3000ドル／年、6歳未満の場合は1人当たり3600ドル／年へと拡大	第1子： 24.00ポンド／週 第2子以降： 1人当たり15.90ポンド／週（2023年度）	家族控除（注3）： 545ポンド／年 児童加算： 1人当たり3235ポンド／年（2023年度） ※障害を持つ児童の場合はさらに加算あり

注 1) 国54.8%、地方27.4%、事業主8.2%、公務員分9.6%、2022年度予算ベース。

2) 所得制限額は年収960万円未満（夫婦・児童2人世帯の場合）を基準に設定、2012年6月分から適用。また、保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能（いずれも市町村が実施するかを判断）。

3) 家族控除の適用は、2017年4月6日の制度改正以前に出生した児童を含む場合のみ。また、制度改正以降に出生した児童がいる場合、支給対象は2名分まで。

第 9-10 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-10: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

	ドイツ			フランス（注5）	
種別	児童手当 (Kindergeld)	児童加算 (Kinderzuschlag)	児童控除 (Kinderfreibetrag)	家族手当 (Allocations familiales)	乳幼児迎え入れ 手当(Paje)の基礎 手当
根拠法	1996年租税法62 条及び児童手当 法	児童手当法	1996年租税法	社 会 保 障 法 典 L521-1 ～ L521-3 条	社会保障法典 L531-1条
管理 運営	家族金庫（連邦雇用エージェンシー内に 付設）、監督指揮権は、連邦家庭省に ある		税務署	全国家族手当金 庫(CNAF)	同左
財源	一般財源 (連邦：100%)	同左		企業の拠出金：43.8%、一般福祉税 など租税：22.1%、諸手当に対する国 及び県の負担金：21.9%（CNAFの主 な財源、2012年）	
受給 (適用) 要件	18歳未満（教育 期間中の子につい ては25歳未満、失 業中の子につい ては21歳未満、25 歳到達前に障害を 負ったことにより就 労困難になった子 については無期 限）の子を扶養し ている者	同左。低所得の親 に対して児童手当 に加算して支給。 当該の子が児童手 当の支給対象で、 両親の所得が900 ユーロ（ひとり親は 600ユーロ）以上 で、当該給付によ り失業給付IIや社 会扶助の受給が不 要になる場合	子を養育する場 合、一定額が控除 対象となる (注4) 「児童扶養控除」 と「養育教育控 除」がある	20歳未満の子を2 人以上扶養してい る者（所得制限な し）	出産した子につい て3歳まで、養子 縁組の決定の日か ら3年間、子の20 歳の誕生日まで。 所得に応じて制限 がある
給付 (控除) 内容	1人につき250ユーロ (2023年)	児童1人につき 250ユーロが上限 (2023年)	児童1人につき夫 婦の場合6024ユー ロ（親1人当たり 3012ユーロ）。こ のほかBEA（介護・ 教育・訓練）手当 は夫婦の場合 2928ユーロ（親1 人当たり1464ユー ロ） したがって、夫婦合 計で年額8952ユー ロ（2023年）	子の年齢や数に応 じて決まる 20歳未満の子が2 人おり、年収が7万 1194ユーロ以下 で、2人とも14歳未 満である場合、月 額141.99ユーロ (2023年12月現 在)	子が1人で、片方し か収入がない夫 婦・カップルで、年 収が2万7654ユー ロ以下の場合、あ るいは2人とも収入 があり、年収が3万 6546ユーロ以下の 場合、月額184.81 ユーロ（2023年12 月現在）

出典：厚生労働省「海外情勢報告」、[日本] 厚生労働省、内閣府、財務省、[イギリス] Gov.uk等、[ドイツ] 家庭・高齢者・女性・青少年
省(BMFSFJ)、[フランス] 家族手当金庫(CAF)、政府公共サービスサイト

注 4) 児童手当は毎月支給されるが、暦年終了後、所得税の査定に当たり、所得控除の方が児童手当よりも有利である場合には、所得控除が
適用されるとともに、児童手当が精算される。このほか養育関連費用については、2012年以降、親子の境遇にかかわらず課税対象から控除
される。

5) 上記以外に様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。

第 9-11 表 一日当たり生活時間配分

Table 9-11: Average minutes spent in different activities

調査年		仕事または 学習	無償労働 (家事・育児 ・介護等)	個人的ケア (睡眠・食事 等)	レジャー	その他			
分/1日あたり							minutes per day		
日本	2016	計	363	132	620	278	47	T	JPN
		男	452	41	613	292	43	M	
		女	272	224	626	266	51	F	
アメリカ	2019	計	289	219	652	286	24	T	USA
		男	332	166	635	306	20	M	
		女	247	271	667	266	28	F	
イギリス	2014/15	計	262	195	645	306	32	T	UK
		男	309	140	635	327	30	M	
		女	216	249	655	285	35	F	
ドイツ	2012/13	計	248	196	648	331	17	T	DEU
		男	290	150	638	346	16	M	
		女	205	242	659	316	18	F	
フランス	2009/10	計	204	181	752	294	9	T	FRA
		男	235	135	743	319	8	M	
		女	175	224	761	270	10	F	
スウェーデン	2010	計	293	196	622	321	6	T	SWE
		男	313	171	611	338	7	M	
		女	275	220	633	306	5	F	
韓国	2014	計	344	132	678	258	28	T	KOR
		男	419	49	676	272	24	M	
		女	269	215	680	244	32	F	
Survey year			Paid work or study	Unpaid work	Personal care	Leisure	Other		

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Time Use" 2023年8月現在

注：原則15～64歳。国により調査の対象年月・定義が異なるため、比較には注意を要する。

第 9-12 表 ジェンダー不平等指標 (GII)

Table 9-12: Gender Inequality Index

	2005年	2010	2015	2019	2020	2021	(2021年順位/Rank)	
デンマーク	0.055	0.049	0.035	0.016	0.013	0.013	(1)	DNK
ノルウェー	0.070	0.072	0.040	0.016	0.014	0.016	(2)	NOR
スイス	0.079	0.057	0.039	0.018	0.018	0.018	(3)	CHE
スウェーデン	0.047	0.052	0.039	0.024	0.024	0.023	(4)	SWE
オランダ	0.071	0.052	0.033	0.028	0.027	0.025	(5)	NLD
フィンランド	0.083	0.070	0.054	0.031	0.032	0.033	(6)	FIN
シンガポール	0.151	0.085	0.057	0.051	0.040	0.040	(7)	SGP
アイスランド	0.107	0.093	0.063	0.051	0.051	0.043	(8)	ISL
ベルギー	0.103	0.092	0.063	0.048	0.048	0.048	(10)	BEL
オーストリア	0.121	0.111	0.084	0.054	0.052	0.053	(12)	AUT
イタリア	0.175	0.123	0.079	0.054	0.055	0.056	(13)	ITA
スペイン	0.124	0.105	0.074	0.056	0.056	0.057	(14)	ESP
韓国	0.100	0.113	0.096	0.078	0.070	0.067	(15)	KOR
ポルトガル	0.165	0.127	0.080	0.071	0.069	0.067	(15)	PRT
カナダ	0.133	0.133	0.103	0.069	0.070	0.069	(17)	CAN
スロベニア	0.134	0.128	0.063	0.070	0.069	0.071	(18)	SVN
オーストラリア	0.135	0.136	0.111	0.080	0.074	0.073	(19)	AUS
ドイツ	0.108	0.096	0.078	0.079	0.077	0.073	(19)	DEU
アイルランド	0.182	0.163	0.109	0.079	0.073	0.074	(21)	IRL
フランス	0.157	0.129	0.097	0.086	0.084	0.083	(22)	FRA
日本	0.142	0.114	0.115	0.080	0.082	0.083	(22)	JPN
ニュージーランド	0.172	0.173	0.136	0.100	0.090	0.088	(25)	NZL
イギリス	0.202	0.179	0.130	0.106	0.100	0.098	(27)	UK
ギリシャ	0.178	0.152	0.122	0.121	0.119	0.119	(32)	GRC
アメリカ	0.256	0.248	0.219	0.189	0.178	0.179	(44)	USA
中国	0.260	0.253	0.224	0.203	0.197	0.192	(48)	CHN
ロシア	0.364	0.307	0.253	0.203	0.203	0.203	(50)	RUS
マレーシア	0.284	0.280	0.261	0.225	0.223	0.228	(57)	MYS
メキシコ	0.426	0.408	0.349	0.317	0.317	0.309	(75)	MEX
タイ	0.394	0.378	0.416	0.335	0.335	0.333	(79)	THA
ブラジル	0.471	0.450	0.437	0.395	0.395	0.390	(94)	BRA
フィリピン	0.478	0.465	0.430	0.421	0.421	0.419	(101)	PHL
インドネシア	0.544	0.499	0.478	0.457	0.447	0.444	(110)	IDN
インド	0.618	0.582	0.525	0.486	0.493	0.490	(122)	IND
調査対象国数	159	165	168	170	170	170	Number of countries	

出典：UNDP (<https://hdr.undp.org/data-center/>) "Human Development Data" 2024年2月現在

注：ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)とは、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワーメント、そして労働市場の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数である。値は0（完全に平等）から1（完全に不平等）までの数字で表わされる。リプロダクティブ・ヘルスの状況は、妊娠婦死亡率と15～19歳の女性1000人当たりの出生数で測定する。エンパワーメントの状況は、立法府の議席に占める男女別割合と中・高等教育への進学状況を基準とする。労働市場の指標は、女性の労働市場への参加率で判断する。